

# こんなときはどうする？

## まずは地区市民センター（公民館）へ相談を

自治会活動などで困りごとがあれば、まずは最寄りの地区市民センターにご相談ください。センターでは、市の職員が皆さんの地域づくりを支援しています。お気軽にお問い合わせください。

No.	こんなとき	対処	問合せ先
24	交通関係の注意看板を設置してほしい	自治会長名の要望書を交通安全課へ提出してください（注意看板の内容・設置場所を記入）。	<b>交通安全課</b> ☎225 局 2760
25	防犯灯を設置（または変更）してほしい	自治会長名で申請書をセーフコミュニティくらし安全課又は地区市民センターへ提出してください。（設置場所、地権者の承諾などが必要）。	<b>セーフコミュニティくらし安全課</b> ☎225 局 2148
26	防犯灯を修理してほしい	市民の皆様で不点灯など故障している防犯灯を見つけた場合は、修理専用コールセンターへ連絡を。 ☎0120-057-731 （防犯灯維持管理事務局）	
27	防犯カメラを設置したい	自治会において地域に防犯カメラの設置を予定している場合は、補助金制度（2019年度で終了）があるため、事前にセーフコミュニティくらし安全課まで相談を。	
28	防犯注意幕を設置したい	「ちかんに注意」など防犯の注意喚起に関する電柱幕をご要望の場合は、セーフコミュニティくらし安全課まで連絡を。	
29	選挙運動をしたいが、問題はあるか	自治会長が、個人的に特定の候補者を応援することは問題なし。自治会や自治会長の名で活動することは、自治会の目的とは異なるため自粛願います。	<b>市民協働推進課</b> ☎225 局 2101 <b>選挙管理委員会事務局</b> ☎225 局 2490

30	動物の死体を処理してもらいたい	① 家庭で飼われていた場合、2,000 円/体で各戸収集 ② 路上ののら犬・猫などは、無料で収集（ <u>日曜日は除く</u> ）。 ※環境事業課まで連絡を。	<b>環境事業課</b> ☎225 局 2790
31	公園や児童遊園の遊具、施設、植栽や雑草について	公園や児童遊園についての要望は、公園緑地課まで連絡を。	<b>公園緑地課</b> ☎225 局 2410
32	防災備蓄倉庫の維持管理費はどうなっているのか	市が学校などに設置している備蓄倉庫は、市が直接、管理しています。自治会設置に係る維持経費は、市活動補助金で賄ってください。	防災倉庫について <b>危機管理課</b> ☎225 局 2190 維持経費について <b>市民協働推進課</b> ☎225 局 2101
33	子ども会を作りたい	近隣・地域（自治会単位）に子ども（小学生）が3人以上いれば、子ども会をつくることができます。3つ以上の家族が1つになれば、楽しい活動ができます。青少年課まで連絡を。	<b>青少年課</b> ☎225 局 2580
34	高齢者の様々な問題をどこに相談したらいいのか	高齢者の介護・健康・福祉等の相談は各地域（市内 10 か所）にある地域包括支援センターをご利用いただけます。介護福祉課までお問い合わせください。	<b>介護福祉課</b> ☎225 局 2224
35	障がい者又はその家族の困りごとに関する相談について	近所にお住いの障がい者又はその家族に困りごとがある場合は、各地域の障がい者相談支援センターに相談することができます。障がい福祉課までお問い合わせください。	<b>障がい福祉課</b> ☎225 局 2225